会 議 録

議 題 (公開又は非公開の別)		
開催 男 所 年 1 時 7 年前10 時30 分から午前10 時55 分まで 東浦町役場南庁舎2階 南会議室2 出席 者	会議名	令和2年度第1回東浦町情報公開審査会
田 席 者	開催日時	
出席者 事務局 安藤総務課長、孝森行政係長、藤井行政係主事、鈴木行政係主事 議 題 (公開又は非公開の別)	開催場所	東浦町役場南庁舎2階 南会議室2
事務局 安藤総務課長、孝森行政係長、藤井行政係主事、鈴木行政係主事 (公開又は非公開の別)	出席者	委員 手島嘉宏氏、阿知波清三氏、中井多聞氏
(公開又は非公開の別) 令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について(公開) 非公開の理由 (会議を非公開とした場合)		事務局 安藤総務課長、孝森行政係長、藤井行政係主事、鈴木行政係主事
(会議を非公開とした場合) 「傍聴者の数 1人 委員3名が出席しており、定足数に達していることを確認し、会議の傍れ者が1名いたため会長が傍聴を許可し、議題に入った。 議題の審議 令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について事務局より開示請求の内容について説明。質疑内容については、次のとおり。 委員:選挙管理委員会が部分開示決定した文書は、どのような部分が不見示となったのか。事務局:個人の氏名、東浦町長の印影及び法人の印影を不開示とした。 委員:昭和58年に告示した文書は、過去に実際に告示したものだがどこを不開示としたのか。事務局:不開示部分は東浦町長の印影を不開示とした。 委員:日付を指定した除籍簿について請求があるが、本来町が持っていたければならないものではなかったのか。事務局:持っていなければならないものではなく、町に存在しない文書であったため不開示とした。 他に質問がないことを会長が確認後、閉会する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について(公開)
(病聴者の数 1人 委員3名が出席しており、定足数に達していることを確認し、会議の傍卵者が1名いたため会長が傍聴を許可し、議題に入った。 議題の審議 令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について 事務局より開示請求の内容について説明。質疑内容については、次のとおり。 委員:選挙管理委員会が部分開示決定した文書は、どのような部分が不見示となったのか。 事務局:個人の氏名、東浦町長の印影及び法人の印影を不開示とした。 委員:昭和58年に告示した文書は、過去に実際に告示したものだがどこを 不開示としたのか。 事務局:不開示部分は東浦町長の印影を不開示とした。 委員:日付を指定した除籍簿について請求があるが、本来町が持っていたければならないものではなかったのか。 事務局:持っていなければならないものではなく、町に存在しない文書であったため不開示とした。 他に質問がないことを会長が確認後、閉会する。	(会議を非公開と	
者が1名いたため会長が傍聴を許可し、議題に入った。 議題の審議 令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について 事務局より開示請求の内容について説明。質疑内容については、次のと おり。 委員:選挙管理委員会が部分開示決定した文書は、どのような部分が不開 示となったのか。 事務局:個人の氏名、東浦町長の印影及び法人の印影を不開示とした。 委員:昭和58年に告示した文書は、過去に実際に告示したものだがどこを 不開示としたのか。 事務局:不開示部分は東浦町長の印影を不開示とした。 委員:日付を指定した除籍簿について請求があるが、本来町が持っていた ければならないものではなかったのか。 事務局:持っていなければならないものではなく、町に存在しない文書であったため不開示とした。 他に質問がないことを会長が確認後、閉会する。		1人
事務局:持っていなければならないものではなく、町に存在しない文書であったため不開示とした。 他に質問がないことを会長が確認後、閉会する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	議題の審議 令和元年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について 事務局より開示請求の内容について説明。質疑内容については、次のと おり。 委員:選挙管理委員会が部分開示決定した文書は、どのような部分が不開 示となったのか。 事務局:個人の氏名、東浦町長の印影及び法人の印影を不開示とした。 委員:昭和58年に告示した文書は、過去に実際に告示したものだがどこを 不開示としたのか。
		ければならないものではなかったのか。 事務局:持っていなければならないものではなく、町に存在しない文書であったため不開示とした。
	備考	